

令和6年度 原爆被爆者定期健康診断 (第1回)のご案内

被爆者の定期健診を次のとおり行います。受診は任意です。受診希望の人は、下記の医療機関に被爆者健康手帳などを持参し、受診してください。

時 7月1日(月)～31日(水)

被爆者健康手帳をお持ちの人

※受診対象者には別途通知しています。

医療機関

大瀬戸内科(出来庭2-18-11)
片山医院(出来庭9-2-18)
※午前中のみ(要予約)
梶山医院(貴船18-16)
各医療機関の診察日、受付時間を確認の上、受診してください。

社会福祉課

820-5635

身体障害者補助犬給付のお知らせ

広島県では、身体障害者の社会活動の参加を促進するため、補助犬給付事業を行っています。

県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の身体障害者で次の各項に該当する人

- 身体障害者手帳1級または2級の人
- 就労など(就労見込みを含む)により、社会活動参加に効果があると認められる人
- 補助犬を適切に利用し、飼育できると認められる人
- 自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人は、補助犬の飼育について、その家屋の所有者または管理者の承諾が得られること

申請

盲導犬について

社会福祉課 820-5635
社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会事務局 229-2320

聴導犬・介助犬について

広島県ハーネスの会 961-6476

国民健康保険・後期高齢者医療保険 「被保険者証」・「限度額適用認定証等」の更新のお知らせ

被保険者証

新しい被保険者証を7月下旬に送付します。

限度額適用認定証等

現在発行している認定証の有効期限は7月31日(水)です。

国民健康保険

8月1日(木)以降も必要な場合、申請が必要です。

後期高齢者医療保険

引き続き該当する人は、被保険者証に同封しています。新たに交付を希望される人は、申請が必要です。

本人確認書類

税務住民課保険年金グループ 820-5604

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在お使いの受給者証の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)以降も引き続き資格がある人には、新しい受給者証を7月下旬頃に郵送します。※更新手続は不要です。

なお、資格要件により停止となる人については、別途通知します。

手帳の種類	対象者
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療育手帳	㍷・A・㍻

利用者負担

1 医療機関につき、1日200円
※通院月4日、入院月14日まで

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

社会福祉課

820-5635

木造住宅耐震工事費用を補助します

地震発生時における木造住宅の倒壊などによる被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の耐震性を向上させる工事費(耐震改修・現地建替え、非現地建替え・除却)の一部を補助する制度を創設しました。

補助対象住宅(以下の条件をすべて満たすこと)

(1)申請者が所有または居住しているものであること
(2)町内に存する木造在来軸組構法または伝統的構法の住宅であること
(3)昭和56年5月31日以前に建築に着手した一戸建ての住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る)であること
(4)地階を除く階数が2以下であること
(5)現に居住の用に供する住宅であること
(6)売却を目的とするものでないこと
(7)耐震診断などをした結果、一定の安全性の評価を満たしていないもの

補助概要

区分	総合支援メニュー		従来の補助制度	
	耐震改修	現地建替え	非現地建替え	除却
補助対象	耐震改修工事費用		現地建替え工事費用	除却工事費用
補助基本額	対象工事費80%かつ、100万円／住戸を限度	対象工事費80%かつ、50万円／住戸を限度	対象工事費80%かつ、100万円／住戸を限度	補助対象額23%かつ、83.8万円／住戸を限度
区域要件	居住誘導区域内の住宅	居住誘導区域外の住宅	居住誘導区域内の住宅	新たに建築する住宅は居住誘導区域内に限る 町内にある耐震性を有する住宅などに居住すること

事業の流れ

①事前相談
交付申請

②交付または
不交付の決定

③着手

④完了実績
報告

⑤補助金の
交付

※②の決定通知を受けた後に事業に着手してください。

申請期間

7月1日(月)から(予算範囲内で本申請の先着順)

申請手順

事前相談を行った後、申請をしてください。

備考

補助事業を実施し、令和7年2月末日までに実績報告を完了すること
※次年度以降に耐震化を検討されている人も事前相談を受け付けています。

申請

都市整備課 820-5608

▲詳細はこちらをご確認ください

待機児童支援助成事業のご案内

町内の認可保育所などを申し込みしたが入所できない児童について、やむを得ず認可外保育施設を利用する人を対象に利用料の一部を補助する制度です。

対象となる施設

児童福祉法(第59条の2第1項)に基づく届出を行っている認可外保育施設

補助対象金額

認可外保育施設利用料
※食事・おやつ代、教材費などの利用料以外の費用は除く

補助額

認可外保育施設の利用料から認可保育所などに入所した場合の保育所利用料を差し引いた額
※上限月額35,000円

対象となる人

- 児童および保護者が町に住所を有する
- 町内の認可保育所などを申し込みしたが入所できず、認可外保育施設を月単位で契約し利用している
- 第1～3希望に限定せずに認可保育所などの利用を希望する
- 町税などの滞納がない

※求職の要件で申し込みしている場合や就労などをしていない場合は対象外

※希望施設以外の施設に空きがあるが、入所を希望せず保留となっている場合は対象外

申請書に認可外保育施設利用料の領収書を添付して子育て支援課へ提出してください。

※町内施設の空きが無くなり、補助対象となる際には、町内の認可外保育所などに申し込みをしている人へ町から案内を送付します。

子育て支援課

820-5623

シルバーリハビリ体操教室情報

いつでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です

副地域福祉会館副毎週木曜13:30～14:30
副東防災交流センター1・2・3副毎週木曜10:00～11:00
副西防災交流センターA副毎週金曜13:30～14:30
副西防災交流センターB副毎週火曜13:30～14:30
副東部ふれあい教室副毎週金曜10:00～11:00
副西ふれあい館C副毎週月曜13:30～14:30

※15日(月・祝)は休み

※日程に変更があることがあります。

- 6 -

- Public Information: KUMANO -

'24/ 7月号

- 7 -

- Public Information: KUMANO -

'24/ 7月号